

平成 29 年 3 月 14 日

長崎県警察本部訓令第 5 号

最終改正 令和 8 年 3 月 11 日 長崎県警察本部訓令第 8 号

地方警務官の勤務時間、休暇等に関する訓令

(趣旨)

第 1 条 長崎県警察に勤務する地方警務官（以下「地方警務官」という。）の勤務時間、休暇等については、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成 6 年法律第 33 号。以下「法」という。）、人事院規則 15-14（職員の勤務時間、休日及び休暇。以下「規則」という。）、警察庁職員及び地方警務官の勤務時間、休暇等についての委任に関する訓令（平成 6 年総理府訓令第 6 号）及び地方警務官の勤務時間、休暇等についての委任に関する訓令（平成 6 年警察庁訓令第 14 号）に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

(勤務時間の割振り)

第 2 条 地方警務官の標準勤務時間及び標準休憩時間は、次の表に掲げるとおりとする。

標準勤務時間	午前 9 時から午後 0 時まで及び午後 1 時から午後 5 時 45 分まで
標準休憩時間	午後 0 時から午後 1 時まで

(法第 6 条第 3 項の規定による勤務時間の割振り等の基準等)

第 2 条の 2 規則第 3 条第 1 項第 2 号の規定によりあらかじめ定める勤務時間は、1 日につき 2 時間以上とする。

2 規則第 3 条第 1 項第 4 号の規定により共通して割り振る勤務時間は、午前 11 時から午後 0 時まで及び午後 1 時から午後 2 時までの間の時間とする。

3 法第 6 条第 3 項に規定する申告並びに規則第 3 条第 1 項本文の勤務時間の割振り等及び第 3 条の 2 の規定による勤務時間の割振り等の変更は、それぞれ申告・割振り簿により行うものとする。

4 規則第 4 条の 3 第 1 項第 2 号の申告に当たっては、状況届を提出するものとする。

5 規則第 4 条の 3 第 3 項の規定による報告は、状況変更届により行うものとする。

(勤務時間の変更)

第 3 条 長崎県警察本部長（以下「本部長」という。）は、地方警務官が、事前に策定された計画に基づく業務を標準勤務時間の時間帯以外の時間帯に処理する場合で、公務の運営に支障がないときは、勤務時間の変更（勤務時間を増減しないで始業の時刻及び終業の時刻を変更することをいう。以下同じ。）を勤務時間の変更命令簿に記載して命ずることができる。

2 勤務時間の変更の基準については、次の各号に定めるところによる。

(1) 勤務時間は、暦日の範囲内に割り振る。ただし、始業の時刻を午前 5 時前又は終業の時刻を午後 10 時後とするのは、1 週間につき 1 回までとする。

(2) 勤務時間の途中に 1 時間の休憩時間を置く。

(週休日の振替等簿)

第 4 条 本部長は、週休日の振替、勤務時間を割り振らない日の振替又は 4 時間の勤務時間の割振り変更を行ったときは、週休日の振替等簿に記載するものとする。

(休暇簿)

第 5 条 休暇の承認を受けようとする地方警務官は、年次休暇にあっては休暇簿（年次休

暇用)に、病気休暇にあっては休暇簿(病気休暇用)に、特別休暇にあっては休暇簿(特別休暇用)にあらかじめ記入して本部長の承認を受けなければならない。

(勤務時間等の特例)

第6条 第2条から第5条までの規定にかかわらず、公務の運営上の事情により必要な場合又は特別な事情を有する地方警務官について適当と認める場合の勤務時間及び休憩時間は、本部長が別に定める。

(補則)

第7条 この訓令に定めるもののほか、地方警務官の勤務時間、休暇等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、平成29年3月21日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の地方警務官の勤務時間、休暇等に関する訓令(以下「旧訓令」という。)第3条の規定により作成されている別記様式第1号はこの訓令による改正後の地方警務官の勤務時間、休暇等に関する訓令(以下「新訓令」という。)第3条の規定により作成した別記様式第2号と、旧訓令第4条の規定により作成している別記様式第2号、別記様式第3号及び別記様式第4号はそれぞれ新訓令第4条の規定により作成した別記様式第3号、別記様式第4号及び別記様式第5号とみなす。

附 則

- 1 この訓令は、令和2年7月26日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の地方警務官の勤務時間、休暇等に関する訓令(以下「旧訓令」という。)第2条第3項の規定により作成している別記様式第1号はこの訓令による改正後の地方警務官の勤務時間、休暇等に関する訓令(以下「新訓令」という。)第2条の4の規定により作成した別記様式第4号と、旧訓令第3条の規定により作成している別記様式第2号は新訓令第3条の規定により作成した別記様式第5号と、旧訓令第4条の規定により作成している別記様式第3号、別記様式第4号及び別記様式第5号はそれぞれ新訓令第4条の規定により作成した別記様式第6号、別記様式第7号及び別記様式第8号とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和3年2月19日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際、改正前の訓令に基づいて施行日前に作成した書類は、改正後の相当規定に基づいて作成したものとみなす。

附則(令和8年長崎県警察本部訓令8号)

この訓令は、令和8年3月27日から施行する。